

【(介護予防)訪問リハビリテーションにおける指摘事項】

指摘事項	内容	件数
秘密保持義務	・利用者の個人情報に記載された書類等の保管が不十分であった等, 秘密保持に必要な措置が講じられていなかった。等	2
掲示	・指定訪問リハビリテーション事業所の見やすい場所に, 運営規程の概要・勤務体制, その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示がされていない。等	1
リハビリテーションマネジメント加算	・リハビリテーションの質の向上を図るため, 利用者の状態や生活環境等を踏まえた多職種協働による通所リハビリテーション計画の作成, 当該計画に基づく適切なリハビリテーションの提供, 当該提供内容の評価とその結果を踏まえた当該計画の見直し等といったSPDCAサイクルの構築を通じて, 継続的にリハビリテーションの質の管理を行った場合に加算するものであるが, 見直し等が不十分であった。	1